

平成29年度中小企業大学校 講座受講促進助成制度実施要綱

平成29年3月24日
(公社)全日本トラック協会

第1条 目的

トラック運送事業者の経営者・管理者等が、中小企業大学校の経営戦略等の講座を受講することによって、経営基盤のより一層の向上を図ることを目的に、平成29年度中小企業大学校講座受講促進助成制度を実施する。

第2条 受講対象者

都道府県トラック協会（以下、地方ト協）の会員である法定中小企業者（資本金3億円以下又は常備従業員300人以下）の経営者、後継者および管理者とする。

なお、会員中小企業者をもって構成されるトラック運送事業に係る協同組織の経営者、管理者も対象とする。

第3条 対象校

国の人材養成機関である中小企業大学校9校を対象とする。

最寄校での受講を原則とするが、希望する講座名・受講期間等により最寄校以外での受講も妨げない。

学校名	郵便番号	所在地	電話番号
旭川校	078-8555	北海道旭川市緑が丘東3条2-2-1	0166-65-1200
仙台校	989-3126	宮城県仙台市青葉区落合4-2-5	022-392-8811
三条校	955-0025	新潟県三条市上野原570	0256-38-0770
東京校	207-8515	東京都東大和市桜が丘2-137-5	042-565-1207
瀬戸校	489-0001	愛知県瀬戸市川平町79	0561-48-3400
関西校	679-2282	兵庫県神崎郡福崎町高岡1929	0790-22-5931
広島校	733-0834	広島県広島市西区草津新町1-21-5	082-278-4955
直方校	822-0005	福岡県直方市永満寺1463-2	0949-28-1144
人吉校	868-0021	熊本県人吉市鬼木町梢山1769-1	0966-23-6800

第4条 対象講座

対象となる講座は、中小企業大学校の各校が定める講座であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
- (2) 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
- (3) 管理者のための人材育成、労務管理等に関する講座
- (4) 女性リーダーの能力開発等に関する講座
- (5) 情報化、システム構築に関する講座
- (6) その他物流事業に関わる講座

第5条 受講（予算）定員

受講者総数は、500人とする

2. 1事業者からの複数の申込みも妨げない。

第6条 受講内容等の通知

全日本トラック協会（以下、全ト協）は、中小企業大学校の各校が計画し同校本部で最終決定された講座のうち、対象となる講座の内容および開催スケジュール等を地方ト協へ通知する。

2. 地方ト協は、前項の通知に基づき会員事業者へ周知する。

第7条 受講の届け出・承認

受講を希望する会員事業者は、受講者・受講講座等について事前に所属する地方ト協へ届け出る。

2. 地方ト協は、前項の届け出があったときは、予算の範囲内であることを確認の上で速やかに当該会員事業者に受講の承認を行う。

3. 地方ト協は、受講料の総額が1人あたり1講座10万円以上の講座について、当該年度の4月1日から12月31日までの間に承認した内容を、「受講承認報告書」（様式1）により、平成30年1月31日（水）までに全ト協へ報告する。

第8条 大学校への申込み

受講を希望する会員事業者は、地方ト協からの受講の承認があった後、受講しようとする学校に対して、受講申込みの手続きを行うものとする。なお、同時に受講料を納入することになっている学校については、所定の受講料（全額）を直接納入する。

2. 受講申込みをした学校から受け入れ通知があった場合に受講することができる。

3. 受講料は、所定の額（全額）を、会員事業者が直接、当該校に納入する。

第9条 受講修了後の手続き

会員事業者は、受講者が所定期間を受講し「受講修了証書」の交付を受けたときは、速やかに「受講修了通知書」（様式2）を地方ト協へ提出する。

その際、「受講修了証書」の写しおよび「振込金受取書」等の写しを添付する。

2. 地方ト協は、提出された「受講修了通知書」（様式2）、「受講修了証書」の写しおよび「振込金受取書」等の写しの内容を確認し、適切に保管する。

3. 地方ト協は、前項の確認をした上で、「受講修了報告書兼負担金請求書」（様式3）に必要事項を記載し、平成30年3月2日（金）までに全ト協へ提出する。

なお、地方ト協は上期分（4月から9月）を平成29年10月13日（金）までに、下期分（10月から3月）を平成30年3月2日（金）までに分けて、上記様式3を提出することができる。

第10条 受講料の負担

受講料については、受講修了事業者・地方ト協・全ト協が、各々3分の1の割合で負担する。事業者・地方ト協の負担額は、百円未満は切り捨てとし、全ト協の負担額は、受講料から事業者および地方ト協の負担額を差し引いた額とする。

<具体例> 受講料35,000円の場合の割り振り

- ・ 事業者負担額 35,000円 ÷ 3 = 11,666円 → 11,600円
- ・ 地方ト協負担額 35,000円 ÷ 3 = 11,666円 → 11,600円
- ・ 全ト協負担額 35,000円 - (11,600円 × 2) = 11,800円

第11条 受講料負担額の支払

全ト協は、地方ト協から「受講修了報告書兼負担金請求書」（様式3）の提出があったときは、精査の上、平成30年3月末までに所定の受講料負担額を支払う。

ただし、上期下期に分けて請求があった場合は、上期分は平成29年11月末までに、下期分は平成30年3月末までに所定の受講料負担額を支払う。

2. 地方ト協は、全ト協から支払われた負担額に、地方ト協の所定の負担額を加えた受講料負担額を、会員事業者を支払う。

第12条 受講申込み後の変更または中止

会員事業者は、地方ト協から受講承認を得た後、申込み事項を変更または受講を中止した場合は、その旨、速やかに地方ト協あてに届け出る。

第13条 助成金の返還

全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2. 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。